

青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について

現計画の概要

計画の基本的事項

■ 計画策定（改定）

- ・2011年（平成23年）3月策定
- ・2018年（平成30年）3月改定

■ 計画の目的

国の「地球温暖化対策計画」の閣議決定や県の「青森県地球温暖化対策推進計画」の改定を踏まえ、国や県の目指す方向性と足並みを揃えながら、市域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の取組を進め、実効性が確保されるよう青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定。

■ 計画の位置づけ

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく計画
- ・「青森市総合計画」の分野別計画

■ 基本理念

環境への負荷の少ない持続可能な都市「海と山にいだかれた自然豊かな『緑と水と青空の青森市』」

■ 望ましい都市像

恵み豊かな自然とともに 活力を創造する 北国のエコシティ「Aomori」

■ 計画期間

2018（平成30）年度から2030（令和12）年度までの13年間

温室効果ガスの削減目標

国の目標を基本に、青森県の温室効果ガス排出削減可能量を踏まえた上で掲げられた県の削減目標にあわせ設定。

	削減目標
2011年（平成23年） 3月策定	2020年度に基準年度（2005年度）比25.0%削減
2018年（平成30年） 3月改定	2030年度に基準年度（2013年度）比31.0%削減

地球温暖化防止に向けた対策

■ 基本方針

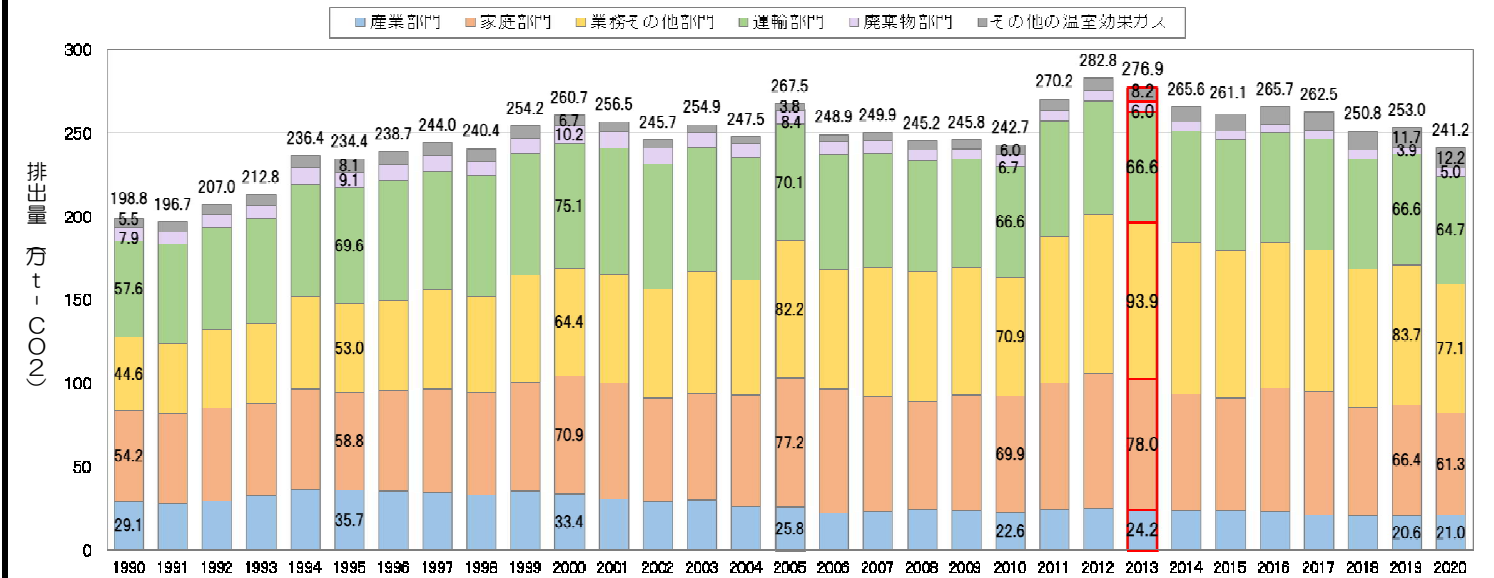
- （1）地域に存在するエネルギー資源を有効かつ効率的に利用する
- （2）地域のエネルギーが生み出す価値が地域内で循環するシステムを構築する
- （3）市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて温室効果ガスを削減する
- （4）市民・事業者など全ての主体と協働した取組を推進する

■ 施策体系

施策の柱	施策	部門
（1）再生可能エネルギー等の導入・普及促進	①再生可能エネルギー等の利用促進	家庭、業務その他
	②再生可能エネルギー等に関連した産業の育成	産業、家庭、業務その他
（2）エコライフ・エコオフィスの推進	①日常生活、事業活動における省エネ行動の推進	家庭、業務その他、その他ガス
	②省エネ性能の高い設備・機械の導入促進	家庭、業務その他
	③住宅、建築物の省エネ性能の向上	家庭、業務その他
	④ごみの減量化・資源化の推進	廃棄物
（3）環境教育・普及啓発活動の推進	①環境教育・環境学習の充実	全部門
	②連携の体制の充実	全部門
（4）環境負荷の少ない移動手段への転換	①自転車、徒歩での移動の促進	運輸
	②公共交通機関の利用促進	運輸
	③環境にやさしい自動車利用の促進	運輸
（5）緑に恵まれた環境づくりの推進	①森林の保全・活用	森林吸収率
	②緑化の推進	森林吸収率

温室効果ガス排出量の削減状況

■ 本市の温室効果ガス排出量の推移



- ・本市の2020年度の温室効果ガス総排出量は241.2万t-CO2で、基準年度（2013年度）の276.9万t-CO2から35.7万t-CO2（12.9%）減少している。
- ・部門別では、「産業部門」・「家庭部門」・「業務その他部門」・「運輸部門」・「廃棄物部門」は減少し、「その他の温室効果ガス」は増加している。

計画の改定

■ 改定理由

国が「2050年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言して以降、地球温暖化対策を取り巻く状況は大きく変化しており、国の「地球温暖化対策計画」や県の「青森県地球温暖化対策推進計画」の改定等を踏まえ、それらの計画との整合性を図りながら、本市の計画においても必要な見直しを行うものである。

《国の動向》

- ・2020年10月 「2050年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言
- ・2021年4月 温室効果ガス排出量の削減目標について、「2030年度までに2013年度比で46%削減」を表明
- ・2021年5月 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和4年4月施行）により、「2050年カーボンニュートラル」を法の基本理念に位置づけ、新たに施策に関する実施目標の設定を義務付け
- ・2021年10月 「地球温暖化対策計画」の閣議決定により、新たな削減目標の達成に向けた施策等を決定
- ・2022年3月 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」改定

《県の動向》

- ・2021年2月 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す」ことを表明
- ・2023年3月 「青森県地球温暖化対策推進計画」を改定（削減目標：2030年度までに2013年度比51.1%削減）

■ 主な改定内容（案）

- ・温室効果ガスの削減目標の見直し
- ・地球温暖化防止に向けた施策の見直し
- ・地球温暖化防止に向けた施策に係る実施目標の設定（新規）等

■ スケジュール（案）

- ・2023年10月 市民・事業者アンケート発送
- ・2024年11月 素案決定
- ・2024年12月 わたしの意見提案制度による意見募集
- ・2025年3月 計画改定（予定）